

# 介護老人保健施設愛里苑運営規定

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### 第1条 (施設の目的)

医療法人秀友会が開設置した介護老人保健施設愛里苑（以下「施設」という）は、施設利用者（以下「利用者」という）に対し介護保険法に則り、病状の安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を提供することによって、利用者の自立を支援すると共に、家庭復帰の促進を図ることを目的とする。

### 第2条 (運営方針)

施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をし、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### 第3条 (従業者の職種・員数)

施設に次の職員を置く。職員の定数については、国が定めた配置基準を下回ることはないようにし、必要に応じて職員を増員、又は臨時の職員を置くことができ、理事長がこれを決める。

施設長（医師、常勤）	1名	医師（非常勤）	2名
支援相談員	3名以上	介護支援専門員	1名以上
看護職員	9名以上	管理栄養士	1名
介護職員	24名以上	調理員と栄養士（委託）	10名程度
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	計4名以上		
事務、用務、清掃等職員	10名程度		

その他必要な職員を置くことができる。

#### 第4条（施設長の職務）

施設長は理事長の命を受けて介護保険法及び関係法令、監督官庁の指示等に従い苑務を総括し、職員を指揮監督する。

#### 第5条（職員の職務）

職員は施設長の命を受けて各々その職務に従事する。

- (1) 医師は利用者の医学的管理及び診療並びに保健衛生の指導に従事する。
- (2) 看護職員は、利用者の保健衛生に留意し、医師の指示に従い診療の補助及び看護、リハビリテーション等に従事するとともに介護を支援して、介護、生活の援助に当たる。
- (3) 介護職員は利用者の介護及び生活指導に従事するとともにリハビリテーションの支援に当たる。
- (4) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は家庭への復帰と家庭生活適応を目的とする利用者に対し、計画に基づいた機能復帰訓練を行い、自立した生活のための援助に従事する。
- (5) 支援相談員は利用者の生活指導の他、家族に対する相談指導、関係市町村との連携、ボランティアの指導等に従事する。
- (6) 介護支援専門員は専門的な立場から利用者がその心身の状況に応じ、適切な介護サービスを受けられるよう施設サービス計画を作成する。また、支援相談員と協力し、各サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う。
- (7) 管理栄養士は利用者の栄養管理及び栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。また委託業者管轄の調理員及び栄養士への指導等にあたり食品の衛生管理に従事する。
- (8) 事務、用務、清掃等職員は施設を安全清潔に維持する業務のほか、必要な業務をおこなう。

### 第3章 入所定員

#### 第6条（入所の定員）

要介護度1以上の者100名をもって定員とする。

### 第4章 利用者に対する介護保険施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

#### 第7条（入所）

施設の入所の要領

- (1) その身体の状態及び病状に照らし施設療養の提供が必要であると認められる入所申込者等を入所させる。
- (2) 入所申込者の入所に際しては、そのものの病歴、家庭状況などの把握に努める。
- (3) 入所申込者の病状が重いため施設入所が不適當であると認めた場合には、適当な病院又は診療所を紹介する。
- (4) 新たな利用者に対し、日課及び施設内での生活についての説明により不安を取り除くように努め、又、食事や健康状態、介護状況などについての面接相談を行う。
- (5) 利用者の身体の状態及び病状に照らし、定期に入所継続の要否について判定する。
- (6) 入所を承認された者は、入所時に次の書類を提出するものとする。
 

① 個人情報使用同意書	④ 介護保険被保険者証
② 利用申込書（契約書）	⑤ その他必要とされるもの
③ 健康保険証	

#### 第8条（退所）

#### 施設の退所の要領

- (1) 利用者等の状態が家庭復帰可能になったとき。
- (2) 利用者から退所の申し出があり、しかも家庭復帰が適当であると認められるとき。
- (3) 利用者が無断で退所し復帰の見込みがないとき。
- (4) 利用者に入院治療の必要が生じたとき。
- (5) 利用者が死亡したとき。

施設は、利用者の退所に際しては、本人または、その家族に対する適切な指導を行うとともに、退所時の担当医師に対する情報の提供、施設デイ・ケアによるサービスの提供及び保健サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

#### 第9条 (その他)

施設長は、利用者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして他の利用者に迷惑をかけ、共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示、指導を行い、さらにそれに従わないときには、運営会議の協議を経て、退所させることができる。

#### 第10条 (身体拘束)

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 第11条 (虐待の防止)

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

#### 第12条 (褥瘡対策)

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### 第13条 (利用資格の確認)

当施設は、利用者の介護保険被保険者証によって介護老人保健施設にかかわる介護報酬費の受給資格を確認するものとする。

#### 第14条 (文書の交付)

当施設は、介護老人保健施設サービス費にかかわる施設サービスを受けている利用者を医療機関等に通院させ、法の規定による医療または、特定療養費にかかわる療養（医科にかかわるものに限る。）を受けさせる場合には、当該介護老人保健施設の利用者であることを示す文書を当該利用者に対し交付するものとする。

#### 第15条（施設サービスの取り扱い方針）

施設サービスは、利用者の心身の特性を踏まえて、妥当適切に行うこと。  
特に、療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないように行う。

#### 第16条（診療の方針）

医師の診療方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、診療の必要があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断の基に適切に行う。
- (2) 診療にあたっては、懇切丁寧を旨とする。
- (3) 常に利用者等の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭復帰の的確な把握に努め、本入またはその家族等に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者等の病状に照らし妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法または新しい療法については、別に厚生大臣が定めるもののほかは行わない。
- (6) 別に厚生大臣が定める医薬品以外のものを利用者等に使用したり、処方しないこと。

#### 第17条（必要な医療の提供が困難な場合の処置等）

施設の医師は、利用者の病状からみて当該介護老人保健施設において医療上の管理が困難であると認めるときは、協力病院、その他適当な病院もしくは診療所へ依頼すること。

- (1) 施設の医師は、みだりに利用者のための往診を求めたり、病院もしくは診療所に通院させてはならない。
- (2) 施設の医師は、利用者のための往診を求め、病院もしくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行うものとする。
- (3) 施設の医師は、利用者が往診を受けたり、通院した病院または診療所の医師から療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行うものとする。

#### 第18条（機能訓練）

機能訓練は、利用者の心身の諸機能の改善または維持を図るため、計画的に行うこと。

#### 第19条（看護及び介護）

看護及び介護は、利用者等の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うこと。特に療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的に行われることのないようにすること。

なお、利用者については適切な施設介護サービス計画を立て、療養上の目標についても、診療記録等についても、診療記録等に記録するものとする。

#### 第20条（食 事）

1. 利用者には、1日3回給食する。
2. 給食は、献立がバラエティに富み、調理にあたっては、栄養、利用者の身体状況及び嗜好を充分考慮したもので行う。
3. 利用者などの食事は、できるだけ食堂で行われるよう努めるものとする。
4. 医師の処方に基づき、特別食を給することができる。

#### 第21条（ケース会議）

施設長は利用者に関し定期的にケース会議を開き、情報の伝達及び把握を行い、問題・課題に関する討議を行うことにより、利用者のサービスの向上に努める。

#### 第22条（在宅復帰支援）

職員は、利用者が家庭復帰したあと在宅療養がスムーズに行えるよう家庭等に対して、医療、介護面の相談、指導など在宅復帰支援に努めるものとする。

#### 第23条（利用料金）

当該事業所の介護サービスを提供した場合の利用料の額は、労働厚生大臣が定める基準によるも

- のとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合を適用する。
2. 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。
- (1) 労働厚生大臣の基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供に要する費用
  - (2) 食費
  - (3) 理美容代
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、事業所において提供される便宜の内、日常生活において必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。
3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書(別表1 価格表)で説明する。

## 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

### 第24条 (日課の励行)

利用者は、施設長、医師、支援相談員、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

### 第25条 (外出及び外泊)

利用者が外出又は外泊しようとするときは、その理由、施設への帰着予定日時、外出先、外泊先、などを施設長に届け出るものとする。

### 第26条 (面会)

外来者は、利用者と面会しようとするときは、面会簿に所要事項を記載するものとする。

### 第27条 (衛生保持)

利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力するものとする。

### 第28条 (身上変更の届け出)

利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、この旨を速やかに施設長に届け出るものとする。

### 第29条 (施設内禁止行為)

利用者は、施設内で次の禁止行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設内(及び敷地内)での喫煙。
- (4) 故意に施設若しくは物品に損害を与え又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- (6) 施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置、又は形状を変えること。

## 第6章 非常災害対策

### 第30条 (災害対策)

施設長は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。その詳細は別に定める「介護老人保健施設愛里苑防災・災害時マニュアル」に拠るものとする。

### 第31条 (業務継続計画の策定)

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### 第32条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

## 第7章 その他施設の管理・運営に関する重要事項

### 第33条（記録の整備）

施設は、施設及び構造整備、職員、会計、利用者の判定並びに利用者などに対する施設サービスその他のサービスの提供に関する次の諸記録を整備しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
  - ① 事業日誌
  - ② 職員の勤務状況、給与、研修に関する記録
  - ③ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- (2) 入退所の検討に関する記録
  - ① 入退所の検討の経過および結果の記録
- (3) 施設サービスその他のサービスに関する記録
  - ① 介護施設サービス計画書
  - ② 利用者などの台帳（病歴、生活歴、家族の状況などを記録したもの）
  - ③ 診察、看護、介護、機能訓練などの日誌
  - ④ 診療記録など診療に関する記録
  - ⑤ 献立及び食事に関する記録
- (4) 会計経理に関する記録
- (5) 施設及び構造設備に関する記録

### 第34条（衛生管理）

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」

に沿った対応を行う。

- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第35条（守秘義務及び個人情報の保護） 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

#### 第36条（市町村との連携）

施設は、その運営にあたっては、市町村(特別区を含む)との連携に努めるものとする。

#### 第37条（協力病院）

1. 施設は、利用者などの病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。
2. 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

#### 第38条（各種会議等）

1. 施設は、その運営にあたって、利用者サービスの適切な提供とその向上、改善に資するために、次の諸会議を設置できる。
  - (1) 運営会議
  - (2) 苦情解決委員会
  - (3) 事故対策委員会
  - (4) 感染症対策委員会
  - (5) 身体拘束廃止・虐待防止委員会
  - (6) 栄養委員会
  - (7) 褥瘡対策委員会
2. (2) (3) (4) の各会議は運営会議を以ってこれに充てることのできるものとする。
3. (5)、(6)、(7) については別にこれを定めるものとする。

#### 第39条（職員の質の確保）

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### 第40条（その他）

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、施設の運営会議において定めるものとする。

。

附則

この規定は平成 19 年 6 月 28 日より施行する。

この規定は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 24 年 2 月 1 日より施行する。

この規定は平成 26 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は平成 27 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は平成 27 年 9 月 14 日より施行する。

この規定は平成 27 年 10 月 1 日より施行する。

この規定は平成 28 年 12 月 1 日より施行する。

この規定は令和 4 年 9 月 1 日より施行する。